

大阪市まちかど広場整備事業実施要綱

制 定 平成 19 年 9 月 4 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多いなど、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集市街地のうち、重点対策地区を対象として、地域防災力の向上を図るため、地域の防災活動の場や災害時の一時的な避難場所となる「まちかど広場」を計画・整備することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点対策地区 延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表1に掲げる地区をいう。
- (2) まちかど広場 重点対策地区において、不燃化の促進と災害時の一時避難場所や地域の防災活動の場の充実を図るとともに、地域住民等が計画づくりに参加し、日常的な管理運営を行うことを通して地域コミュニティの活性化を促進することにより地域の防災力の向上を図る目的で整備する広場をいう。
- (3) 地域住民等 まちかど広場を含む地域の居住者、就業者及び就学者をいう。
- (4) アドバイザー 地域住民等が、主体的にまちかど広場の基本計画づくりを行うにあたり、専門的な見地からの確な助言を与える等、地域住民等をサポートするために市長が選定し派遣する者をいう。
- (5) ワークショップ まちかど広場の整備にあたり、アドバイザーの派遣等を受けながら、地域住民等が主体となって、互いに意見の交換を行ないながら地域のまちかど広場としてふさわしい基本計画づくりを行う場をいう。

(まちかど広場の整備用地)

第3条 まちかど広場の整備用地は、次の各号の全てに該当する用地とする。

- (1) 住宅が密集し、老朽建築物が多く存在する街区内にあり、かつ、国の住宅市街地総合整備事業制度要綱 第4重点整備地区内に存すること。
- (2) 避難に有効な大規模な空地や幹線道路に隣接しないこと。ただし、地域の防災力の向上が見込める等、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - イ 小学校等の通学路等に面して設置する場合で、地域住民の利用促進や防災意識の形成に効果が高いと認められる場合
- (3) 同じ街区内の公園・緑地、児童遊園等との距離が概ね100メートル以上あること。ただし、地域の防災力の向上が見込める等、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - イ まちかど広場と一体的に整備することにより、相乗的に防災力の向上が見込ま

れると認められる場合

- (4) 面積が、標準として 300 平方メートル程度であること。ただし、まちかど広場の主旨等を総合的に勘案し適切と認められる等、次に掲げる場合は、この限りでない。
- イ 面積が 100 平方メートルから 500 平方メートルの範囲で、用地の地理的状況や将来の管理運営、予算の状況等を総合的に勘案し、まちかど広場の主旨に反しないと認める場合
- (5) まちかど広場の計画づくりや日常の管理運営について地域住民等による主体的な参加が見込めるほか、当該用地を概ね 20 年間まちかど広場として利用することに支障がないと認められること。ただし、正当な理由があると市長が認めた場合はこの限りでない。

(整備検討会の設立)

第4条 地域住民等は、まちかど広場の基本計画等を検討しようとする場合、地域の代表として認められるまちかど広場の整備検討組織（以下「整備検討会」という。）を設立し、代表者を選任しなければならない。なお、その際に対象地域における連合町会長又は町会長等の承認を得ること。

- 2 整備検討会の構成員は、地域住民等、またはその信任を得た専門知識を有する学識経験者等で、まちかど広場の基本計画の作成や将来の維持管理に意欲を示し、当該地域のコミュニティ活動に理解と誠意をもって遂行することができる者とする。
- 3 整備検討会は、1 つのまちかど広場につき 1 つとする。
- 4 第 1 項において選任された代表者は、整備検討会設立後すみやかに次の各号の書類を添えて、まちかど広場整備検討会設立届（様式 1）を市長に届け出なければならない。
- （1）代表者届（様式 2）
（2）会員名簿（様式 4）
- 5 前項第 1 号の届出内容に変更がある場合、整備検討会の代表者はすみやかに代表者変更届（様式 3）により市長に届け出なければならない。

(アドバイザーの派遣)

第5条 整備検討会の代表者が、まちかど広場の基本計画づくりに向けてアドバイザー派遣の申請を行なった場合、市長はアドバイザーを派遣することができる。

(アドバイザーの派遣の申請)

第6条 前条のアドバイザーの派遣を申請する場合は、整備検討会の代表者が、まちかど広場アドバイザー派遣申請書（様式 5）を市長に提出しなければならない。

(アドバイザーの派遣の決定)

第7条 市長は、前条の派遣の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認められる場合は、次号に定める範囲内でアドバイザーを派遣することを決定し、まちかど広場アドバイザー派遣決定通知書（様式 6）により、整備検討会の代表者に通知するものとする。

(1) 1つのまちかど広場の整備につき概ね5回

2 市長は、第1項の申請が、適正でないと認めたときは、アドバイザーを派遣しないことを決定し、まちかど広場アドバイザー派遣不承認通知書（様式7）により、整備検討会の代表者に通知するものとする。

(まちかど広場の計画)

第8条 整備検討会の代表者は整備検討会において、地域にふさわしいまちかど広場の整備に向けて、大阪市と連携を図りながら、ワークショップの開催等を通して、その整備内容や大阪市まちかど広場整備事業管理運営要綱（以下「管理運営要綱」という。）に沿った運営管理のルール等をとりまとめ、まちかど広場計画書（様式8）を市長に提出しなければならない。

(まちかど広場の計画の合意)

第9条 前条により提出された計画書の内容について、整備検討会と市長が合意した場合は、すみやかに、合意書（様式9）を締結する。

(管理運営会)

第10条 整備検討会は、前条の合意書の締結後、すみやかにまちかど広場の日常的な維持管理や運営を行うための組織（以下「管理運営会」という。）を設立し、代表者を選任しなければならない。なお、管理運営会に関する事項については、管理運営要綱によることとする。

(まちかど広場の整備)

第11条 市長は、管理運営要綱第4条第3項のまちかど広場の管理に関する協定書の締結後、まちかど広場の整備を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に際し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに整備した「まちかど広場」については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに整備した「まちかど広場」については、なお従前の例による。

別表 1 重点対策地区

区 名	町 丁 目
城東区	鴫野東 3 丁目、天王田
東成区	大今里西 3 丁目、玉津 3 丁目、 東小橋 3 丁目(15~20 番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西 1~4 丁目、生野東 1~4 丁目、勝山北 3~5 丁目、勝山南 1~4 丁目、 舍利寺 1~3 丁目、鶴橋 1~5 丁目、中川西 1~3 丁目、林寺 1 丁目、 林寺 2 丁目(1~16 番、17 番の一部、18 番(生野線以北))、林寺 3 丁目、林寺 5 丁目、桃 谷 2 丁目 (5 番の一部 (生玉片江線以北))、桃谷 3~5 丁目
天王寺区	下味原町、東上町
阿倍野区	阿倍野筋 4 丁目(18~24 番)、阿倍野筋 5 丁目(10~13 番)、 阿倍野元町(1~2 番(木津川平野線(松虫通)以北))、 共立通 1~2 丁目、 天王寺町北 1 丁目(1~5 番、6 番の一部、7~10 番(天王寺吾彦線以東))、 天王寺町北 2~3 丁目、天王寺町南 1 丁目 (1 番)、 天王寺町南 2 丁目 (1 番、2 番、5 番、6 番)、天王寺町南 3 丁目 (1 番)、 松虫通 1 丁目(1~12 番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通 2 丁目、 松虫通 3 丁目(1~4 番、8 番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通 1~2 丁目
西成区	岸里 1 丁目、聖天下 1~2 丁目、天下茶屋 1~3 丁目、天下茶屋東 1~2 丁目、 花園南 1~2 丁目

別表2 様式一覧

この要綱に係る書類の様式は次のとおりとする。

様式	標題	条文
様式1	整備検討会設立届	第4条第4項
様式2	代表者届	第4条第4項
様式3	代表者変更届	第4条第5項
様式4	会員名簿	第4条第4項
様式5	まちかど広場アドバイザー派遣申請書	第6条
様式6	まちかど広場アドバイザー派遣決定通知書	第7条第1項
様式7	まちかど広場アドバイザー派遣不承認通知書	第7条第2項
様式8	まちかど広場計画書	第8条
様式9	合意書	第9条

様式 1

令和 年 月 日

大阪市長

検討会名称
代表者住所
代表者

まちかど広場整備検討会設立届

大阪市まちかど広場整備事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記整備予定地における、まちかど広場の基本計画等を検討するため、整備検討会を設立しましたので、同条第4項の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

1 まちかど広場整備予定地の所在地と位置図

2 連合町会長又は町会長等の承認

本設立届の内容について、承認しております。

町会名等
役職等
住所
氏名

3 添付書類

代表者届（様式2）
会員名簿（様式4）

代 表 者 届

団 体 名

.....

代表者住所

.....

代表者氏名

.....

代表者は、当団体が行う「まちかど広場」に関する申請についての一切の権限を有する者であります。

様式3

令和 年 月 日

大阪市長

検討会名称
代表者住所
代表者

代表者変更届

下記のとおり、_____の代表者届の記載内容を変更しますのでお届けします。

(旧) 代表者住所 _____

(旧) 代表者氏名 _____

(新) 代表者住所 _____

(新) 代表者氏名 _____

連合町会長又は町長等の承認（代表者を変更する場合のみ必要）

代表者の変更について、承認しております。

町会名等
役職等
住所
氏名

様式4

会員名簿

団体名

	氏名	住所	役職等 その他※
1			代表者
2			
3			
4			
5			

※ 地域住民以外の会員は、入会にあたって当該団体より信任を得た理由（学識経験者など）を「その他」欄に記入してください。

様式 5

令和 年 月 日

大阪市長

検討会名称

代表者住所

代 表 者

まちかど広場アドバイザー派遣申請書

下記整備予定地において、大阪市と連携して、まちかど広場の基本計画を作成いたしますので、大阪市まちかど広場整備事業実施要綱第6条の規定により、アドバイザーの派遣について申請します。

記

1 まちかど広場整備予定地の所在地と位置図

様式 6

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

まちかど広場アドバイザー派遣決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、まちかど広場アドバイザーの派遣について、大阪市まちかど広場整備事業実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり派遣の決定をしたので通知します。

記

○技術的支援

大阪市と連携して、まちかど広場の基本計画書を作成するにあたり指導助言を行うアドバイザーなど専門家を派遣します。

アドバイザー：担当者名：

事務所名：

所在地：

代表者：

派遣回数： 年度中に、 回を上限に派遣を行う。

様式 7

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

まちかど広場アドバイザー派遣不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、まちかど広場アドバイザーの派遣について、大阪市まちかど広場整備事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記により派遣しないことを決定したので通知します。

記

派遣できない理由

大阪市長

検討会名称
代表者住所
代表者

まちかど広場計画書

_____において、下記のとおりワークショップを実施し、様々な議論を重ねた結果、まちかど広場の整備計画及び管理運営計画をまとめました。まちかど広場整備計画図を基本として、まちかど広場の整備をお願いします。

記

1. ワークショップ概要

第1回ワークショップ（令和 年 月 日実施）

概要：

第2回ワークショップ（令和 年 月 日実施）

概要：

第3回ワークショップ（令和 年 月 日実施）

概要：

第4回ワークショップ（令和 年 月 日実施）

概要：

2. まちかど広場整備計画図

別添図面による。

3. まちかど広場管理運営計画

大阪市まちかど広場整備事業管理運営要綱を踏まえ、別紙-1の内容により、まちかど広場の美化及び保全に関する管理運営活動を行い、広場の適正な維持管理を行う。また、この活動などを通して、地域コミュニティの活性化を図りながら、地域の防災力の向上を目指す。

様式8（別紙－1）

1. 管理運営期間

まちかど広場竣工後から令和 年 月 日まで

2. 主な管理の内容

3. 地域防災活動

合意書

_____（以下「整備検討会」という。）と大阪市長とは、大阪市まちかど広場整備事業実施要綱第9条の規定により、まちかど広場の下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

1. まちかど広場整備及び管理運営計画の内容

別添のまちかど広場計画書による。

2. その他事項

（1）整備検討会の代表者は、合意書締結後すみやかに、管理運営会を設立し、代表者を選任する。

（2）管理運営会の代表者は、大阪市まちかど広場整備事業管理運営要綱第4条第2項により、管理運営会設立後すみやかにまちかど広場管理運営会設立届に、代表者届、会員名簿を添えて大阪市長に届け出る。

（3）管理運営会の代表者は、管理運営会設立後すみやかに、大阪市長との間で、まちかど広場の管理に関する協定書を締結する。

（4）大阪市長は、管理運営会とのまちかど広場の管理に関する協定書の締結後、まちかど広場の整備を行う。

令和 年 月 日

大阪市長

代表者